

## ○那珂川市文化芸術推進審議会設置条例

(令和4年3月25日条例第3号)

## (目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定に基づき、那珂川市の文化芸術の推進に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に資するため、那珂川市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に係る施策の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他文化芸術の推進のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 関係団体等が推薦する者 5人以内
- (3) 公募による市民 1人

## (任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、委員が次のいずれかに該当した場合は、任期中であってもその職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認めるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると教育委員会が認めるとき。

3 補欠の委員を委嘱する必要があると教育委員会が認めるときは、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。